

犬の飼い主には、 狂犬病予防法で 義務づけられている ことがあります。

ご存知ですか?

登録は済んでいますか?

- 登録によって、どこの地域に何頭の犬がいるかがわかり、狂犬病が発生したときにまん延を防ぐ第一歩となります。
- 登録すると「鑑札(かんさつ)」が交付されます。
- 登録した犬が死亡したり、所在地を変更したりしたときにも、届出が必要です。

年1回、狂犬病予防注射を受けさせていますか?

- 予防注射によって、愛犬が狂犬病にかかることを予防し、さらに人への感染を防ぐことができます。
- 屋内・屋外飼養に関わらず予防注射を受けさせましょう。
- 予防注射を受けると、その証明として「注射済票」が交付されます。

飼い犬に鑑札と注射済票をつけていますか?

- 「鑑札」はその犬が登録されている犬であること、「注射済票」はその犬が注射をきちんと受けていることの証明になります。

これらに違反すると、20万円以下の罰金の対象になります。

登録

はお住まいの市町村窓口へ!

予防注射

は集合注射(4~6月)もしくは動物病院で!

※詳しくはお住まいの市町村窓口にお問い合わせ下さい。

狂犬病は、人を含むすべての哺乳類が感染し、発症すると治療法がなく、ほぼ100%死亡します。世界のほとんどの地域で発生している感染症で、特にアジアでは、ほとんどが犬に咬まれることによって人が狂犬病に感染しています。

狂犬病は予防できる感染症です。現在、国内における狂犬病の発生はありませんが、海外からの侵入に備え、日頃から予防しておくことが大切です。